

個人情報保護審議会（第64回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年1月28日（水）午後5時から午後7時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 3階 303号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
伊藤 潤子	上羽 慶市	齋藤 修

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の見直しについて（諮問受付番号15-4号案件）

個人情報の保護に関する条例改正についての第一次答申（案）について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： 本日は、パブリックコメントの結果を踏まえて、条例改正についての第一次答申のとりまとめを行う。それでは、パブリックコメントの結果等、提出された意見等の概要とこれに対する考え方及び公の施設に係る「指定管理者制度」の導入に伴う条例の見直しについて、事務局より説明していただく。

事務局よりパブリックコメントの結果等、提出された意見等の概要とこれに対する考え方及び公の施設に係る「指定管理者制度」の導入に伴う条例の見直しについて、説明が行われた。

委員： 公の施設に係る「指定管理者制度」の導入に伴う条例の見直しについて整理させていただく。地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の管理に係る指定管理者制度が導入された。現在、公の施設の管理については、公共団体や出資法人等に管理を委託しているものがある。この委託を受けた者については、個人情報保護条例上、安全確保の措置を講じるよう努めなければならないこととなっている。指定は、委託と異なるが、指定管理者に付与する権限が、

委託契約に基づく場合と同様であることから、指定管理者に対しても、安全確保の措置の対象とすることが妥当であることから、条例の見直しをするという理解でよいか。

事務局： そうである。

委員： 公の施設に係る「指定管理者制度」の導入に伴う条例の見直しについて、第一次答申に、確認的に記載することでよいか。

委員： 異議なし。

委員： では、提出された意見等の概要とこれに対する考え方についてご質問・意見を伺いたい。

委員： 概要・考え方とも整理されており、明確に考え方を示していると思う。

委員： 意見25「罰則の対象者を職員、受託者、受託者の従業者に限定するべきではなく、実施機関の保有する個人情報不正記録した者、不正記録を譲り受けた者も罰則の対象とするべきである。」に対する考え方について、補足説明していただきたい。

事務局： 県では、安全確保措置を講じ、公務活動に従事していない者が、個人情報を収集できない措置をとっている。

しかし、仮に県の保有する個人情報を不正に収集した場合、第三者が譲り受けた場合に実施機関としてどのような対応が適切であるかという問題がある。このことに関して、草加市個人情報保護条例が1つの立法例となっている。

草加市個人情報保護条例第13条第1項では、何人も不正記録行為をしてはならないこと、第14条及び第15条では、立入検査や公表を規定している。また、市長の中止命令に従わない者、不正記録行為をした者等に対し、罰則を規定している。

行政として、公務活動に従事していない者に対し、どのような規制をとることは難しい問題と考えている。この問題については、国全体として、刑罰として規制する考え方もあるのではないかと考えており、今後の検討課題という趣旨で記載した。

委員： 意見26にある自己情報のコントロール権の保障については、平成8年の個人情報保護制度のあり方（報告）にも記載されている。第一次答申後、目的規定及び条例の基本理念について検討するという趣旨か。

事務局： そうである。

委員： 自己決定権については、浸透してきているが、自己情報のコントロール権については、どの程度認められているか明確ではないと思う。

委員： 自己情報のコントロール権を理念として、条例に明記した場合、条例解釈の基準にはなると思うが、自己情報のコントロール権が認められる範囲は、条例で権利が認められる範囲に限られることにな

と思う。

委員： 自己情報のコントロールについて、大阪府が、条例に明記していたと思う。

事務局： 都道府県では、大阪府と沖縄県において、条例の前文で自己情報のコントロールの保障について、明記している。

委員： 個人情報の保護、プライバシーの保護というのを、自分の情報は自分でコントロールできなければならないという考え方に基づいたものとして捉える考え方は、定着している。

しかし、どのような請求まで認めるかについては、必ずしも、一致していない。一般的には、法律や条例で定められた場合に、具体的な請求権になると考えられている。

意見26は、「目的」が簡単すぎて、基本理念が欠けているという意見であるが、自己情報のコントロールについて条例に明記することがどういう意味を持つのか、盛り込むことが適切なのかについて、議論をする必要がある。その後、議論を踏まえ、目的規定を見直すことになる。

自己情報のコントロールの保障について、条例で明記している都道府県は、大阪府と沖縄県だけであるが、市町村の個人情報保護条例では、目的規定に記載している所もある。

県内市町の条例においても、自己情報のコントロールを保障する条例はあったと思う。

委員： ただ、自己情報をコントロールすることができることを、条例の目的規定に明記したとしても、それがただちに憲法13条の権利を条例が認めたものになるわけではない。

また、目的規定に自己情報のコントロールを明記しなくとも、条例において具体的に規定している権利が、自己情報をコントロールするための権利であるという理解もできるのではないか。

委員： 条例の目的規定、基本理念を見直していく必要はあるが、議論をする必要があるので、自己情報のコントロール権については、来年度の検討課題とすることでよいか。

委員： 異議なし。

委員： 意見の20,21の利用停止請求に関する意見に対する考え方で、「多様な公益を適正に考慮することで、利用停止しない場合もある」となっている。利用停止する場合を限ると、どのような不都合があるかを記載してはどうかと思う。もしくは、考え方の「その他の多様な公益」という記載を、もう少し具体的にできれば、より説得力があると思う。

委員： 審議では、「収集制限及び利用・提供制限規定に違反する個人情報の取扱いは、利用停止することが原則であり、利用停止しない決定を行うに当たっては、実施機関の瑕疵の程度や、利用停止により失

われる公益の種類・程度などを適正に考慮して、慎重に判断するべきである」ということになった。

事務局： 利用停止しない場合について、緩やかな判断をしないことが審議会の考え方と理解している。

委員： 意見は、「人の生命、健康、生活または財産を守るため」等となっているので、意見の方が、むしろ利用停止しない場合が広いと思う。

委員： 答申の13、14ページの利用停止請求権の記載については変更しないことでよいか。

委員： 異議なし。

委員： 利用停止しないことは例外であるから、改正後の運用では、手引き等で、極めて慎重な取扱いをすることを明らかにしておかなければならない。

委員： 意見28の写しの交付に係る実費負担の考え方に、「諸物価の動向等を踏まえて適宜、見直すこととしている。」とあるが、補足説明していただきたい。

事務局： 公文書公開条例制定時には、写しを1枚30円で交付していたが、平成12年度の情報公開条例の改正時に、1枚20円に見直した。従来より、写しは実費負担という考え方をとっており、今後もこの考え方を堅持していくという趣旨である。

委員： 県としては、適正に対応してきた実績があり、今後も適正に対応していくという趣旨か。

事務局： そうである。

委員： それでは、第一次答申について、中間とりまとめから補足された部分について、事務局より読み上げていただく。

事務局より、中間とりまとめから補足された部分について、読み上げが行われた。

事務局： 第一次答申の5ページ、「地方自治法第244条の規定」を、「地方自治法第244条の2の規定」と修正させていただく。

委員： 前文にあたる第一次答申の取りまとめに当たっては、「ですます」調であり、以下の答申本文は、「である」調であるから、どちらかに統一するべきである。

また、第一次答申の1ページ、下線部分、「県民の皆様からのご意見」は、「県民からのご意見」とするべきである。

委員： 第一次答申を「である」調で統一することでよいか。

委員： 異議なし。

委員： 「県民の皆様からのご意見」は、「県民からのご意見」とすることでよいか。

委員： 異議なし。

委員： 第一次答申1ページの「第一次答申の取りまとめに当たって」を「である」調に変えるのは表現の問題であるから、会長預かりと

してよいか。

委員： 異議なし。

委員： パブリックコメントを踏まえ、第一次答申の11ページに費用の負担を新たに記載しているが、県は、従来より適正に費用について見直してきたので、敢えて記載する必要はあるのかという気がする。

事務局： 公文書公開条例を情報公開条例に改正する際の答申に、費用の徴収について物価の動向等を踏まえて見直すという項目があったこと、また、県民が負担するので、関心があると思い、審議会の答申で明らかにしておくことが望ましいと考えている。

個人情報の開示は、写しの交付により行う場合が多いので、費用の適正化はこの制度を運用する上で重要だと考えている。

委員： 実費の算出は難しいものがある。コピー機のリース代、事務処理のコストをどこまで含めるかの問題がある。

委員： 磁気ディスクや、録音テープへの複写には、既に対応しているのか。

事務局： そうである。

委員： 個人情報保護条例においても、情報公開条例と同様の費用負担ということでよいか。

事務局： そうである。

委員： 費用の負担については、適宜見直すことを明らかにしておくため、答申に記載しておくことでよいか。

委員： 異議なし。

委員： 今日いただいたご意見を踏まえ、表現等を修正し、第一答申をとりまとめることとする。

来年度には、民間事業者の取り扱う個人情報、公安委員会及び警察本部長の取り扱う個人情報、条例全体に渡る理念や目的規定、IT化に対応した情報提供、オンライン結合等について審議を行い、第2次答申をとりまとめることとする。

6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第64回）資料